

障害福祉関係ニュース 平成27年度15号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算332号
(平成28年3月18日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

- | | |
|---|--------|
| 1 改正障害者総合支援法案が閣議決定、今通常国会に提出される
～一部を除き施行日は次期報酬改定と同じ平成30年4月1日施行～ | …P. 1 |
| 2 厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議」が開催される | …P. 5 |
| 3 「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正について | …P. 12 |

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 改正障害者総合支援法案が閣議決定、今通常国会に提出される
～一部を除き施行日は次期報酬改定と同じ平成30年4月1日～

改正障害者総合支援法案(「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」)が、3月1日(火)に閣議決定され、同日に今通常国会に提出されました。同法の施行日は、一部を除き障害福祉サービス等報酬の次期改定と同じ平成30年4月1日です(医療的ケアを要する障害児に対する支援に係る箇所のみが公布日施行)。以下、法律案概要から抜粋した改正事項です。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(概要)

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する(自立生活援助)
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する(就労定着支援)
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障

害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

昨年、社会保障審議会障害者部会において進められた障害者総合支援法の施行3年後の見直し検討について、12月に報告書としてとりまとめられましたが、今回の改正法案はその内容を踏まえたものです。

障害者部会においては厚生労働省より、「(部会報告書の内容の)すべてを法改正で対応するのではなく、法改正で対応するもの、政省令の改正や通知等で対応するもの、次期（平成30年度）報酬改定で対応するものとある」との説明が繰り返しあったところですが、今回の改正法案の内容は、部会報告書の以下の内容に係るものであると厚生労働省から説明を受けています。参考として部会報告書の該当部分についてまとめましたので（事務局による整理）、併せてご参照ください。

「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～」の中の 改正障害者総合支援法案の該当部分

(事務局にて整理)

<法案概要の1(1) 自立生活援助の創設>

⇒ 部会報告書の「1. 常時介護を要する障害者等に対する支援について」の今後の取組の（地域生活を支援するサービス等）の以下の箇所〔報告書の8ページ〕

○グループホームから一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、障害者の一人暮らしを支える仕組みを構築し、安心して一人暮らしへの移行ができるよう、障害者の日常生活を適切に支援できる者による定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに位置付けるべきである。その際、当該サービスの内容を踏まえつつ、他のサービスの利用の在り方についても整理を行うべきである。

＜法案概要の1(2) 就労定着支援の創設＞

⇒ 部会報告書の「3. 障害者の就労支援について」の今後の取組の（就労定着に向けた生活面の支援を行うサービス等）の以下の箇所〔報告書の13ページ〕

○在職障害者の就業に伴う生活上の支援ニーズに対応するため、財源の確保にも留意しつつ、就労定着支援を強化すべきである。具体的には、就労系障害福祉サービスを受けていた障害者など、就労定着に向けた支援が必要な障害者に対し、一定の期間、労働施策等と連携して、就労定着に向けた支援（企業・家族との連絡調整や生活支援等）を集中的に提供するサービスを新たに位置付けるべきである。

＜法案概要の1(3) 重度訪問介護の訪問先の拡大＞

⇒ 部会報告書の「1. 常時介護を要する障害者等に対する支援について」の今後の取組の（重度障害者を対象としたサービス）の箇所〔報告書の7ページ〕

○利用者のニーズに応じた柔軟な支援を行っていくために、常時介護を要する障害者等を対象としたサービスについて、地域生活をさらに支援する観点から見直しを行うべきである。

具体的には、重度障害者等包括支援について、地域で家族と生活する重症心身障害児者等のニーズに合わせて活用しやすいものとすべきである。また、重度障害者の地域生活を支えている重度訪問介護を利用している者について、医療保険の給付範囲や医事法制との関係を整理しつつ、入院中も医療機関で重度訪問介護により、一定の支援を受けられるように見直しを行うべきである。あわせて、意思疎通支援事業が入院中においても引き続き適切に利用されるよう、周知を図るべきである。

＜法案概要の1(4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用＞

⇒ 部会報告書の「8. 高齢の障害者に対する支援の在り方について」の今後の取組の（障害福祉制度と介護保険制度の連携）の以下の箇所〔報告書の25ページ〕

○介護保険サービスの利用に伴う利用者負担については、従来利用してきた障害福祉サービスと同様のサービスを利用するにも関わらず、利用者負担が発生するといった課題があることを踏まえ、一般高齢者との公平性や介護保険制度の利用者負担の在り方にも関わることに留意しつつ、その在り方についてさらに検討すべきである。

＜法案概要の2(1) 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設＞

⇒ 部会報告書の「9. 障害児支援について」の今後の取組の（発達支援のきめ細やかな提供）の以下の箇所〔報告書の28ページ〕

○重度の障害等のために外出が困難な障害児に対して必要な支援を提供するため、自宅を訪問して発達支援を実施する方策を講じるべきである。

＜法案概要の2(2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大＞

⇒ 部会報告書の「9. 障害児支援について」の今後の取組の（発達支援のきめ細やかな提供）の以下の箇所〔報告書の28ページ〕

○乳児院や児童養護施設等に入所している障害児に対して必要な支援を提供するため、乳児院や児童養護施設等を訪問して実施する発達支援を推進する方策を講じるべきである。

＜法案概要の2（3） 医療的ケアを要する障害児に対する支援＞

⇒ 部会報告書の「9. 障害児支援について」の今後の取組の（医療的ケア児への支援）の以下の箇所〔報告書の28ページ〕

○医療的ケア児等について、医療・福祉の連携が求められる重症心身障害児等の地域支援に関するモデル事業の実施状況等も踏まえ、その家族の負担も勘案し、医療、福祉、教育等の必要な支援を円滑に受けることができるよう、都道府県・市町村や関係機関の連携に向けた方策や、相談支援事業所等の相談支援に早期につなげる方策を講じるべきである。

＜法案概要の2（4） 障害児のサービス提供体制の計画的な構築＞

⇒ 部会報告書の「9. 障害児支援について」の今後の取組の（適切なサービスの確保と質の向上）の以下の箇所〔報告書の28ページ〕

○障害児のニーズに的確に応える観点から、障害福祉サービスと同様に、都道府県・市町村において、障害児支援のニーズ等の把握・分析等を踏まえ、障害児支援に関するサービスの必要量の見込み等について、計画に記載すべきである。

＜法案概要の3（1） 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）＞

⇒ 部会報告書の「10. その他の障害福祉サービスの在り方等について」の今後の取組の（障害福祉サービス等の制度・運用）の以下の箇所〔報告書の32ページ〕

○補装具については、効果的・効率的な支給に向け、実態の把握を行うとともに、購入を基本とする原則を堅持しつつ、成長に伴って短期間で取り替えなければならない障害児の場合など、個々の状態に応じて、貸与の活用も可能とすることや、医療とも連携した相談支援の体制整備等を進めるべきである。また、日常生活用具給付等事業については、効果的・効率的に実施することができるよう、執行状況やニーズ等を踏まえ、検討すべきである。

＜法案概要の3（2）（その①） 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設＞

⇒ 部会報告書の「10. その他の障害福祉サービスの在り方等について」の今後の取組の（障害福祉サービス等の質の確保・向上）の以下の箇所〔報告書の31ページ〕

○利用者が、個々のニーズに応じた良質なサービスを選択できるよう、介護保険や子ども・子育て支援制度を参考としつつ、サービス事業所の情報（例えば、事業所の事業内容、職員体制、第三者評価の状況等）を公表する仕組みを設けるべきである。

＜法案概要の3（2）（その②） 自治体による調査事務・審査事務の効率化＞

⇒ 部会報告書の「10. その他の障害福祉サービスの在り方等について」の今後の取組の（障害福祉サービス等の質の確保・向上）の以下の箇所〔報告書の31ページ〕

○事業所が提供するサービスの質の確保・向上に向け、自治体を実施する事業所等への指導事務を効果的・効率的に実施できるよう、介護保険制度における指定事務受託法人制度を参考としつつ、

当該事務を適切に実施することができると思われる民間法人への委託を可能とすべきである。

- 市町村による給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、現在支払事務を委託している国民健康保険団体連合会について、審査を支援する機能を強化すべきである。また、制度に対する理解促進や不正請求の防止等の観点から、市町村から利用者に対し、サービス内容や金額を通知するなどの取組を推進すべきである。

法案の概要に加え、法律案要綱、法律案案文・理由、法律案新旧対照条文、参照条文が厚生労働省のWebサイトに掲載されていますので、ご参照ください。なお、同法案審議は4月以降の見込みであることを申し添えます。

[厚生労働省]ホーム>所管の法令等>国会提出法案>第190回国会(常会)提出法律案

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/190.html>

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(平成28年3月1日提出)」の箇所

2. 厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議」が開催される

3月8日(火)、都道府県、指定都市、中核市の福祉関係部局の担当者等が集まり、厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議」が開催されました。平成28年度予算案を踏まえ、4月からの施行が予定されている各種施策の説明がなされました。

今回の会議における説明事項については、以下より次頁までに掲載しております。障害福祉課、地域生活支援推進室、障害児・発達障害者支援室の所管部分を中心に、主要な説明事項を3ページ以降でご報告します。

厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議」(平成28年3月8日)説明事項一覧

企画課/企画課監査指導室

【企画課】

1. 平成28年度障害保健福祉部予算案について
2. 障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直しについて
3. 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針について
4. 身体障害者手帳制度について
5. 生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)について
6. 療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて
7. 特別児童扶養手当等について
8. 特別障害給付金制度の周知について
9. 心身障害者扶養共済制度パンフレット等の活用について
10. 不服審査会経費について
11. 障害者自立支援給付支払等システムについて
12. 障害者差別解消法について

【企画課監査指導室】

1. 平成28年度における障害保健福祉行政事務指導監査の実施について
2. 平成28年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について
3. (障害福祉)業務管理体制データ管理システムについて

企画課施設管理室

1. 国立障害者リハビリテーションセンター等について
2. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園について

企画課自立支援振興室

1. 地域生活支援事業の円滑な実施等について
2. 意思疎通支援について
3. 障害者の社会参加の促進について

障害福祉課／地域生活支援推進室／障害児・発達障害者支援室

1. 障害福祉関係施設等の整備について
2. 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について
3. 地域生活支援拠点について
4. 介護職員等による喀痰吸引等の実施等について
5. 強度行動障害を有する者への支援について
6. 障害福祉サービス等報酬改定の実施状況等について
7. 訪問系サービスについて
8. 障害者の就労支援の推進等について
9. 障害者優先調達推進法について
10. 相談支援の充実等について
11. 障害者の地域生活への移行等について
12. 障害者虐待の未然防止・早期発見等について
13. 発達障害支援施策の推進について
14. 障害児支援について
15. 規制緩和（規制改革特区関係）等について

精神・障害保健課／心の健康支援室／医療観察法医療体制整備推進室

【精神・障害保健課】

1. 長期入院精神障害者の地域移行の推進について
2. 精神保健医療福祉のあり方について
3. 自立支援医療（精神通院医療）と生活保護の医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化等について
4. 障害支援区分の認定について

【心の健康支援室】

5. 依存症対策について
6. てんかん対策について
7. 精神障害者保健福祉手帳について
8. 自殺・うつ対策の推進について
9. 災害時等の心のケア対策について
10. 性同一性障害の相談窓口について
11. 公認心理師法について

【医療観察法医療体制整備推進室】

12. 心神喪失者等医療観察法の地域連携等について

※ その他、内閣府、文部科学省、農林水産省、消費者庁等の他省庁の関連施策の説明あり

【障害福祉関係施設等の整備について】

社会福祉施設等施設整備費補助金については、平成 28 年度当初予算案として対前年度 44 億円増の 70 億円を計上するとともに、平成 27 年度補正予算として 60 億円を計上し、総額 130 億円により整備を推進する、との説明がありました。

また、平成 28 年度当初予算の具体的な内容として

- ①障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するための就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系事業所やグループホーム等の整備
- ②障害児支援の充実を図るための児童発達支援センター等の整備や小規模な形態による決め細やかな支援体制の整備
- 等の推進を引き続き行うこと、との説明がありました。

【障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について（障害福祉課）】

入所者のみに日中活動（生活介護等）を提供している障害者支援施設において、運営規程上は土日も営業日としていても実際は平日しか日中活動サービスを提供していないケースがあり、必要な人員配置（配置人数を算出する際に用いる利用者数は「前年度の延べ利用者数÷開所日数」で算出）が少なく算出されてしまうという課題があるため、障害者支援施設等における配置人員の算出では、土日に日中活動のサービス利用者がなく実質的にサービスを提供していない場合は、開所日数には含まない取り扱いとするよう運用の適正化を行う（考え方は近日中に示す予定）、との説明がありました。

【地域生活拠点について】

平成27年度に拠点の立ち上げを支援するとともに、集めたノウハウを全国にフィードバックしていく「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」を9箇所の自治体で実施しており、平成28年度に向けて取りまとめを行い、公表する予定との説明がありました。

また、平成27年12月に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書において「モデル事業の成果も踏まえつつ、地域で生活する障害者等に対し、地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき」とされているのを受け、「グループホームにおける重度者への対応の強化」「地域生活を支援する新たなサービスとの連携」「医療との連携」「短期入所による緊急時対応」等を総合的に進めるとされており、これらの事項については、障害者総合支援法の改正によるサービスの新設や今後の報酬改定による対応を予定しており、拠点等の機能強化に資する方向で見直しを検討したいと考えている、との説明がありました。

【介護職員等による喀痰吸引等の実施等について】

障害福祉サービス事業所等が事業の一環として喀痰吸引等を行うために都道府県知事に登録を行う登録特定行為事業者については登録を進めていただいているものの、地域に喀痰吸引を行う事業所が身近にいないとの声が聞かれることから、各都道府県において管内市町村とも連携し、登録特定行為事業者の登録を促すことに配意願いたいとの説明がありました。

【強度行動障害を有する者への支援について】

「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」については平成27年の報酬改定において、短期入所、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設の重度障害者支援加算等の算定要件としているところであり、各都道府県において積極的な研修の実施をお願いしたいとの説明がありました。

また、これらの加算によっては算定要件に平成30年3月31日までの経過措置を設けているものがあるため、それまでの間に積極的に研修を実施していただきたいとの説明がありました。

【障害福祉サービス等報酬改定の実施状況等について（障害福祉課）】

平成27年10月に実施した障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（改定前年度（平成26年度）の決算が対象）の調査結果は、3月末までに厚生労働省のWebサイト等で公表する予定との説明がありました。なお、平成28年度も、昨年開催された「障害福祉サービス等経営実態調査見直しに関する検討会」の報告書の内容を踏まえ、改定後1年目（平成27年度の決算）を対象とした調査が実施されます。平成27年度改定では経営実態調査の回収率の低さが財政当局から指摘されていたことから、回収率の向上に向けた協力の依頼がありました。

【訪問系サービスについて（障害福祉課）】

人員配置基準等で、訪問系サービスにおける「サービス提供責任者」と「ヘルパー」の要件について、次期（平成30年度）報酬改定において各事業所における配置状況（27年度に検証調査を実施）を踏まえ見直す方向で検討するとの説明がありました。見直しの対象となる要件は、サービス提供責任者については「居宅介護職員初任者研修課程修了者であって実務経験3年以上」、ヘルパーについては「3級ヘルパー」です。平成27年度報酬改定の際には、どちらの要件も平成29年度末までの経過措置とされており、その後の取り扱いは次期報酬改定で検討との説明があったものです。

加えて、居宅介護（家事援助）に対して、「支給決定後も含めて自治体による確認が適切に行われるよう見直しを行うべき」、「実質的に相談目的で利用されている」との指摘が予算執行調査や社会保障審議会障害者部会においてあったことを踏まえ、相談支援事業所と居宅介護事業所における留意事項（以下参照）を、平成27年度内に通知として発出する予定であることの説明がありました。

「相談支援事業所における留意事項」

- ・ サービス等利用計画案作成時に、例えば、生活等に関する相談を目的として長時間（1回あたり概ね1時間以上）の居宅介護（家事援助）の利用を希望する場合は、居宅介護（家事援助）によらず、市町村で実施する相談支援による対応等を求めるなど、適切に作成すること。
- ・ モニタリング時に居宅を訪問した際に、家族等の同居人の状況や、サービスの具体的な利用状況等を確認した上で、必要に応じてサービス等利用計画の変更を行う等適切にサービス利用を行うこと。

「居宅介護支援事業所における留意事項」

サービス担当者会議において、例えば、長時間（1回あたり概ね1時間以上）の居宅介護（家事援助）を利用している場合は、出席者から代替サービスの有無等について助言を求めるなど、適切なサービス提供を行うこと。

その他、障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用については、これまでの主管課長会議と同様に、通知や事務連絡（※）で示されている具体的な取り扱いや制度の適切な運用に基づき、障害者の個々の状況に応じた支給決定をするようにとの依頼がありました。

- （※）・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について」（平成19年3月28日付、企画課長・障害福祉課長連名通知）
- ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係に係る留意事項等について」（平成27年2月18日付事務連絡）

【障害者の就労支援の推進等について（障害福祉課）】

平成24年10月から導入された一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所への報酬減算について、平成27年10月時点で183事業所（5.9%）が対象となったとの報告がありました。平成27年度より過去2年間に一般就労移行実績がない事業所も減算の対象となったことから（平成26年度までは過去3年間または4年間実績がない事業所が減算の対象）、減算対象の事業所は増加しました（平成26年10月時点では90事業所（3.1%）、90事業所⇒183事業所に増）。

さらに、一般企業に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対して一般就労への移行に向けた支援を行うという就労移行支援の趣旨を踏まえ、就労移行支援及び就労継続支援について、不適切な運営を行っている事業所に対し、重点的な指導を依頼する通知を発出する予定との説明がありました。

【障害者優先調達推進法について（障害福祉課）】

平成26年度の調達実績についての改めての報告（調達金額・件数は前年度比増であるが1件あたりの金額が前年度比減）がありました。

【各府省庁、都道府県、市町村等で分けた平成26年度の調達実績】

△：増加、▼：減少

	件数 (A)	契約額 (B)	1件当契約額 (B÷A)	前年度比 「件数」	前年度比 「契約額」	前年度比 「1件当契約額」
各府省庁	4,491件	6.4億円	約14.3万円	1,863件△ (約71%△)	0.8億円△ (約14%△)	約7万円▼ (約33%▼)
独立行政 法人等	4,474件	8.2億円	約18.3万円	1,412件△ (約46%△)	1.3億円△ (約19%△)	約4.2万円▼ (約19%▼)
都道府県	18,368件	25.9億円	約14.1万円	3,772件△ (約26%△)	4.5億円△ (約21%△)	約0.6万円 (約4%▼)
市町村	57,974件	106.1億円	約18.3万円	14,493件△ (約33%△)	19.5億円△ (約23%△)	約1.6万円▼ (約8%▼)
地方独立 行政法人	3,751件	4.7億円	約12.5万円	2,601件△ (約326% △)	2.2億円△ (約188%△)	約9.2万円▼ (約42%▼)
計	89,058件	151.3億円	約17.0万円	24,141件△ (約37%△)	28.3億円△ (約23%△)	約1.9万円▼ (約10%▼)

平成27年度分の調達実績については6月中を目途に公表いただきたい旨、公表に際しては物品・役務の別や調達先の内訳が分かるように努めていただきたい旨の要請がありました。加えて、これまでの同会議に引き続き、各自治体において障害者就労施設からの調達の促進を図るためには、福祉部局だけでなく全ての部局における取組が必要であるにもかかわらず、同法の周知が行き届いていない現状を踏まえ、出先機関等も含めた全庁的な調達の促進に取り組むことが必要との説明と依頼がありました。

【相談支援の充実等について（地域生活支援推進室）】

平成27年12月時点のサービス等利用計画の作成割合（計画作成済人数÷障害福祉サービス等受給者数）は、全国平均で計画相談支援が89.7%、障害児相談支援が92.0%です。達成率70%以上に市町村がそれぞれ95.8%、90.2%と多くの自治体で策定が進んでいる状況がありますが、一方で50%未満の市町村もそれぞれ15市町村（0.8%）、29市町村（1.7%）存在するとの報告がありました。さらに、セルフプランが占める割合は、それぞれ18.0%、28.8%（平成27年度末まで経過措置として認められている市町村による代替プランも含む数値）であり、計画に占めるセルフプランの割合が30%以上の自治体はそれぞれ18.0%、28.8%であることが報告されました。安易にセルフプランに誘導しているとの指摘もあり、利用者本人（または保護者）の意思を明確に確認することについての依頼がありました。

<平成27年12月までの計画相談実績（一覧）>

	障害福祉サービス等 受給者数（※1）（a）	計画作成 済み人数（b）	bのうち セルフプラン	bのうち 代替プラン	達成率 （b/a）
障害者総合支援法分 （計画相談支援）	878,308	787,655	133,011 （16.9%（※2））	8,480 （1.1%（※2））	89.7%
児童福祉法分 （障害児相談支援）	234,260	215,428	59,430 （27.6%（※2））	2,652 （1.2%（※2））	92.0%

（※1）児童福祉法分は「障害児通所支援受給者数」／（※2）（b）に占めるセルフプラン、代替プランの割合

【障害者の地域生活への移行等について（地域生活支援推進室）】

第4期障害福祉計画（平成27～29年度が期間）ではグループホームの利用者数を平成29年度末で12.2万人と見込んでおり、平成27年10月時点での利用者数は約10万人（介護サービス包括型（旧ケアホーム）8.4万人、外部サービス利用型（旧グループホーム）1.6万人）にとどまることから、引き続き整備を進めていくとの説明がありました。

さらに、グループホーム等へのスプリンクラー設備（※）と自動火災報知設備の設置義務については、既存施設については平成30年4月から適用されるため、管内事業所に対する周知の依頼がありました。

（※）「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造を有する」または「介助がなければ避難できない者を主として入所させる（障害支援区分が4以上の者であって一定の認定調査項目に該当する者の数が利用者の概ね8割を超える）以外のもので延べ面積275㎡未満」の場合は、設置義務が免除されます。

【障害者虐待の未然防止・早期発見等について（地域生活支援推進室）】

都道府県においては、施設管理者等に対して通報義務及び通報者に対する不利益取り扱いの禁止の徹底を図るため、適切に虐待通用を行おうとする、又は行った職員等への不利益な取扱いがなされないようにすることを含め、障害者虐待防止法の趣旨について様々な機会を活用して周知を図るとともに、施設・事業所管理者等の研修受講状況について把握し、未だ研修を受講していない管理者等に対して研修受講の徹底を図る旨の依頼がありました。

加えて、平成27年度内に「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」「障害福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」の改正（以下参照）をするとの説明がありました。

「障害者福祉施設等における障害者虐待防止と対応の手引き」の主な改正事項（案）

- 職員のメンタルヘルスのための研修に、怒りの感情への対象法（アンガーコントロール）の研修を追記。
- 利用者や家族等を対象にした研修を追記。
- 女性障害者が性的虐待に遭いやすい実態を踏まえ、可能な限り女性障害者に対する同性介助が行える体制を整えることを周知徹底する旨を追記。
- 通報した職員に対して施設側が損害賠償請求を行う事案が起きていることを鑑み、適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に損害賠償請求を行うことは、通報義務を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わない旨を追記。
- 市町村・都道府県における事実確認への協力に、虚偽答弁の禁止の規定を追記。
- 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用について、一律に身体拘束と判断することは適当でない旨を追記。（ただし、身体拘束に該当する場合もあるため、一律に身体拘束ではないと判断することも適当でない旨を併せて追記。）

【障害者の意思決定支援について】

障害者の意思決定支援について、社会保障審議会障害者部会報告書の指摘を受け、平成28年度中に意思決定支援に関するガイドラインを作成し、地方自治体を通じて周知を図るとともに、平成30年度を目途に相談支援専門員やサービス管理責任者の研修カリキュラムの改正を行い、意思決定支援に関する事項を盛り込むこととしている旨の説明がありました。

【発達障害児者支援施策の推進について】

発達障害児者については、早期の発見、早期の適切な児童発達支援、教育その他の支援を行うことにより個々の能力の向上や社会的適応を高めることが重要とし、インクルージョンの観点から一般施策の中でのほかの児童とともに対応することが求められているとの説明がありました。

そのため、発達障害児者の支援にあたっては、各分野の一般施策を含めた幅広い対応が必要であり、障害福祉施策での対応に加え、医療、保健、福祉（児童福祉等）、教育、労働、司法、警察など様々な分野の施策の活用や関係機関との連携を図っていく必要がある、との説明がありました。

【障害児支援について（障害児・発達障害者支援室）】

放課後等デイサービスについては、単なる居場所となっている事例や発達支援の技術が十分ではない事業所が軽度の障害児だけを集めている事例など、適切な支援が提供されていないケース（次ページ参照）があるとの指摘があり、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、通知（「障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について」）を発出する予定であるとの説明がありました。通知では、平成27年4月に策定された「放課後等デイサービスガイドライン」、そのガイドラインの自己評価結果の公表状況の把握に努めることとしているとの説明がありました。

（参考：適切とはいえない事業所の例）

- ・ テレビを見せているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ。
- ・ 送迎に時間をかけ、営業時間のほとんどを車内で過ごさせる。
- ・ 利益を上げるために必要以上の頻度で通わせる（支給決定日数の多い自治体を探して参入している）。
- ・ 重度の障害児の受入れを実質的に拒否している（支援の不十分さを伝え保護者側から断らせる等）。
- ・ 指導員が支援経験の無い（乏しい）バイト（非常勤職員）のみ。

【規制緩和（構造改革特区関係）等について】

障害者が近隣において指定自立訓練事業所が少ないなど自立訓練を利用することが困難な場合に構造改革特別区域法に基づく特例措置として、地方公共団体が、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該区域内の介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害者を受け入れる「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者の実施事業」を実施しています。

これについて平成28年4月1日より「基準該当自立訓練（機能訓練）」及び「基準該当自立訓練（生活訓練）」として全国展開する旨の説明がありました。

【その他】

その他、企画課からの説明では、平成26年から地方分権改革の一環で導入された「提案募集方式」において、昨年12月に閣議決定された「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」の内容についての説明がありました。

◎ 配布資料は以下のURLにてご確認ください。

[厚生労働省]ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>障害保健福祉関係会議資料

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaigi_shiryou/index.html (1 平成28年3月8日実施：主管課長会議資料)

3. 「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正について

2月15日付で「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正版が、厚生労働省より各都道府県・指定都市・中核市宛に送付されています。主な改正点は下記のとおりです。

<主な改正点>

1. 適正取得の徹底

第三者からの個人情報取得時に、取得側が提供側の入手経緯を確認し、提供側が適法に個人情報を入手したことが確認できない場合においては、取得の自粛を含めた、慎重な対応をすることが望ましい旨を追記。

2. 安全管理の強化

安全管理の強化ために望まれる措置として、事業者内監査実施体制整備や、情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置等を追記。

3. 委託先の監督強化

委託先の適切な監督のために留意することが望ましい事項として、委託先に対する定期的な監査の実施や、再委託等を実施する場合の委託先の監督等を追記。

改正版のガイドラインは以下のURLに掲載されていますので、ご参照ください。

[厚生労働省]ホーム>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働政策全般>個人情報保護>>厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

※ ページ内の中段あたりの「福祉分野」の箇所に掲載されています。